

徳島県立農林水産総合技術支援センター 競争的資金等の不正防止計画

平成 29 年 4 月 1 日策定

徳島県立農林水産総合技術支援センター（以下「センター」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定）」及び「競争的資金等の管理・監査に係る方針（平成 20 年 7 月 1 日センター制定）」に基づき、競争的資金等の不正防止に関することを定める。

1. 責任体系の明確化

| 不正発生の要因 | 具体的な防止計画 |
|------------------------------------|--|
| 人事異動等による責任者の交代により後任者が十分な認識を有していない。 | 人事異動等により責任者が交代となった場合は、後任者に十分な引継ぎを行う。 |
| 時間の経過により所内での認識が低下する。 | センター内で定めた公的研究費の責任者と、その責任範囲・権限についてホームページで公開し、常に所内に周知する。 |

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

| 不正発生の要因 | 具体的な防止計画 |
|---|--|
| 研究費の使用ルールや決裁手続等が、その運用と乖離している、又は、誤った運用で行われている。 | <ul style="list-style-type: none">・コンプライアンス推進責任者、総務担当は、使用ルール等の運用実態の把握に努める。・使用ルール等と運用に乖離がある場合は、センター内で適切な指導を行うとともに、原因を分析した上で必要に応じて規定変更等も含めた対策を講じる。・研究者等に相談窓口を周知し、使用ルール等について疑問が生じた場合には、相談窓口を通じて対応することで、誤った運用を事前に防止する。 |

| 不正発生の要因 | 具体的な防止計画 |
|--------------------------|--|
| コンプライアンスに対する関係者の意識が低下する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係者の意識向上等を目的とした研修会等を年1回以上実施する。 ・競争的資金等の運営・管理に直接関わる職員から不正使用を行わない旨の誓約書の提出を求める。 |

3. 不正を発生させる要因の把握と防止・改善

| 不正発生の要因 | 具体的な防止計画 |
|-----------------------|---|
| 不正を発生させる要因が全ては把握できない。 | 内部監査・定期監査等での発見指摘事項等を検証、及びコンプライアンス研修時の職員からの意見等を検証することにより、不正使用等を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、全体の状況を体系的に整理し評価する。 |

4. 研究費の適正な運営・管理活動

| 不正発生の要因 | 具体的な防止計画 |
|---|---|
| 予算執行状況が把握できていない。年度末に研究計画に則さない予算執行が行われる。 | 定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じて改善を指導する。 |
| 研究者と業者の関係が必要以上に密接な関係になり、癒着を生む。 | <ul style="list-style-type: none"> ・物品発注ルールの周知と総務担当によるチェックを徹底する。 ・必要に応じて、取引業者への聞き取りを行う。 |

5. 情報の伝達を確保する体制の確立

| 不正発生の要因 | 具体的な防止計画 |
|-------------------------------------|--------------------------------------|
| 不正情報の通報や告発窓口が分かりにくい ため、不正が潜在化する。 | 通報や告発に関する窓口を設置し、ホーム ページ等で内外に周知する。 |

6. モニタリングの在り方

| 不正発生の要因 | 具体的な防止計画 |
|--|---|
| モニタリング制度が機能していない。 | 防止計画推進部署と連携して、内部監査を 定期的実施し、結果を周知して、不正防 止体制の強化を図る。 |
| 国等の制度変更や新たなリスクの発生など により、整備した不正防止計画及び管理・ 監査体制が適切なものでなくなる。 | 防止計画推進部署は、国等の動向や情報の 収集・リスクの分析等に努め、必要な見直 しを行う。 |